

## □■養成所ニュースプラス第 26 号 2024□■

第 35 期の皆さん、修了おめでとうございます。対象の方に、修了関係書類を昨日発送しました。確認をお願いするとともに、1 週間経過しても届かないようでしたらご一報ください。

Plus Quiz は、「現代社会と福祉」（現、社会福祉の原理と政策）から働き方改革とも関連する「労働施策推進法」を取りあげます。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか、合わせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz . . . . .

【第 33 回問題 31】 次のうち、働き方改革とも関連する「労働施策総合推進法」の内容の説明として、適切なものを 2 つ選びなさい。

1. 国は、日本人の雇用確保のため不法に就労する外国人への取締りを強化しなければならない。
2. 国は、子を養育する者が離職して家庭生活に専念することを支援する施策を充実しなければならない。
3. 事業主は、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものによりその雇用する労働者の就業環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。
4. 国は、労働者が生活に必要な給与を確保できるよう労働時間の延長を容易にする施策を充実しなければならない。
5. 事業主は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者について、求職活動に対する援助その他の再就職の援助を行うよう努めなければならない。

(注)「労働施策総合推進法」とは、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」(旧雇用対策法)のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info . . . . .

・(35 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日(木)にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、1 週間程度経過しても書類が届かない場合にはご連絡ください。←New

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(36 期生) 教育訓練給付制度(専門実践教育訓練)の支給希望の方へ

本日、支給申請書類一式を発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。←New

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏(表紙の次のページ)に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info . . . . .

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日(日)です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1387702&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目(午前・午後の内訳)が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1387703&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1387704&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・ 日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1387705&c=3246&d=99c7>

■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1387706&c=3246&d=99c7>

■Plus Column . . . . .

年末まで休載します。

【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

「労働施策総合推進法」は、2019（令和元）年に「女性活躍推進法」等の一部改正により改正され、職場のパワーハラスメント防止について事業主の防止措置が義務付けられました。併せて、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」でもセクシュアルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントに係る規定が一部改正され、職場でのハラスメント防止対策の措置に加えて、相談等による不利益取扱いの禁止や国、事業主及び労働者の責務が明確化され、2020（令和2）年6月1日から施行されています。パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務は、中小事業主においても2022（令和4）年4月1日から義務化されました。このところ大きな報道もいくつかあるので、関連付けて押さえておきましょう。

社会福祉の原理と政策では、9問の出題が予定されています。新出題基準でも大項目が11、中項目が21と範囲が広い科目になっています。中でも新出題基準の大項目「社会福祉の歴史」、中項目「福祉施策の概念・理念」「福祉政策の構成要素」「関連政策」にあたる問題が頻出でした。新出題基準では「社会福祉の思想・哲学」「福祉政策の構成要素」「福祉利用過程」が加わりましたが、過去にも出題されている項目です。小項目の用語で理解していないものは、受験参考書やテキストで確認しておきましょう。

1. ×対象は「日本人」ではなく「労働者」です。同法第4条第1号第13号では、労働を目的に在留する外国人の雇用機会確保が図られるように規定されています。外国人の不法就労活動の防止は同条第3項に明記されています。
2. ×同法では、子を養育する者の雇用継続等を目指して、家庭生活に専念することを支援してはなりません。
3. ○同法第30条の2「雇用管理上の措置等」に規定されています。
4. ×国が同法において取り組むのは、労働時間の延長を容易にする施策ではなく、「労働時間の短縮その他の労働条件の改善、多様な就業形態の普及及び雇用形態又は就業形態の異なる労働者の間の均衡のとれた待遇の確保に関する施策を充実すること」に総合的に取り組まなければならないと規定しています。
5. ○同法第6条第2項で「事業主の責務」として規定しています。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus